

子発 0331 第 11 号
社援発 0331 第 34 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

保育所における第三者評価の改訂について

保育所における第三者評価事業については、平成 17 年 5 月 26 日付け雇児保発第 0526001 号、社援基発 0526001 号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」により実施されており、当該通知においては、平成 28 年に改定が行われているところである。

平成 30 年には第三者評価基準のもととなる、全福祉サービス共通の共通評価基準が改定され、同年に改定保育所保育指針が適用となっている。その改定の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われてきたところである。

今般、同委員会での報告を踏まえて、新たに本通知を発出することとなった。

各都道府県においては、都道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切な実施にご配意願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の背景

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条第 1 項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、当該受診結果について、積極的に「見える化」を進めることと等が規定された。

平成 27 年度施行の子ども・子育て支援新制度では、新たに保育所等における第三者評価受審の努力義務が規定され、平成 30 年に改定された「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」では、第三者評価受審の数値目標の設定及び公表が都道府県推進組織の努力義務となった。

2 改正の概要

今般、第三者評価の受審を促進し、保育所保育指針等の改定内容を踏まえるため、改正することとしている。第三者評価指針改正通知において、共通評価基準については、文言の変更等を改定しているが、保育所での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「保育所独自の内容の付加」を行い、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版を作成した。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

言葉の置き換え等を行った共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添 1-1 及び別添 1-2 のとおり、また、改定後の内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添 2-1 及び別添 2-2 のとおり示す。

なお、地域型保育事業を行う事業所に係る第三者評価については、保育所における第三者評価に準じて行うこととする。

保育所版における共通評価基準の解説版について

※保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、以下のように言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を行っている。

※なお、保育所における保育は、保育所保育指針をもとに行われているため、保育所保育指針を十分理解したうえで評価を行う必要がある。

1.共通評価基準の改定

(1)「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成30年3月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成30年3月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 保育所版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、保育所版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

○また、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針や保育所における保育内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬよう配慮し、言葉の置き換えや解説の追加等を行った。

2. 言葉の置き換えについて

※文脈により、言葉の置き換えを行っていない場合もある。

共通評価基準	保育所版
福祉施設・事業所	「保育所」
事業所	「保育所」
利用者	「子ども」「保護者」「子どもと保護者」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者や家族	「保護者等」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者会や家族会	「保護者会等」
高齢者や障害のある利用者	「保護者等」
(実施する)(提供する)福祉サービス (提供)(の実施)	「保育」「保育所」 (※) 評価項目の内容により書き分け
サービス	「保育」
組織	「保育所」
専門職の教育	「専門職の研修」
福祉サービス実施計画	「(アセスメントに基づく)指導計画」「保育」 (※) 評価項目の内容により書き分け
管理者	「施設長」
福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等	「保育所等の変更」
能力開発(育成)	「職員の育成」
事業	「保育や支援」
(地域)住民	「地域の保護者や子ども等」
自己決定	意向
意思決定が困難	特に配慮が必要
特性	発達や状況

3. 内容の加筆・修正、削除等について

対照表のとおり。